

日本赤十字社福岡県支部 特別養護老人ホームやすらぎの郷運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 日本赤十字社福岡県支部が運営する特別養護老人ホームやすらぎの郷介護老人福祉施設（以下、「施設」という。）は、適切な介護福祉施設サービスを提供するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の心身機能の維持及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、常に利用者の立場に立ち、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、介護保険法等関係法令の趣旨並びに利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえて、介護福祉サービスを提供する。

2 施設の運営に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、自治会、行政機関、居宅介護支援事業者、保険・医療・福祉サービス提供者、その他関係機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの展開に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 日本赤十字社福岡県支部 特別養護老人ホームやすらぎの郷
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字吉原 600 番地

第2章 入所定員

(定員)

第4条 施設の利用（入所）定員は、100名とする。

2 ショートステイの利用定員は併設型 20名とする。

(定員の遵守)

第5条 施設は、利用（入所）定員及び居室の定員を超えて利用（入所）させてはならないものとする。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員及び職務)

第6条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（短期入所生活介護の管理者が兼務）

管理者は、施設職員の管理及び業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行うとともに、職員にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 2名（短期入所生活介護の生活相談員が兼務）
生活相談員は、利用者に最も適切なサービスが提供できるように、利用者の心身の状況や家族の意思を的確に把握し、利用者又は家族に対し、相談に応じ必要な助言等の援助を行う。
- (3) 看護職員 4名以上（短期入所生活介護の看護職員が兼務）
看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康の保持及び緊急時の対応等必要な措置を行う。
- (4) 介護職員 36名以上（短期入所生活介護の介護職員が兼務）
介護職員は、生活相談員や看護職員等との連携を図り、利用者の介助・介護及び日常生活上の援助を行う。
- (5) 栄養士 1名（短期入所生活介護の栄養士が兼務）
栄養士は、利用者の身体的状況等を考慮し、栄養管理に関する業務を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常の生活を営むのに必要な機能を維持するための訓練を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名以上（生活相談員若しくは介護職員が兼務）
【施設サービス計画書】を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。

その他の職員

- ア 調理員 2名（短期入所生活介護の調理員が兼務）
- イ 医師（嘱託） 1名以上（短期入所生活介護の嘱託医師が兼務）
- ウ 事務員 4名以上（短期入所生活介護の事務員が兼務）

第4章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用

（介護福祉施設サービスの内容）

第7条 介護福祉施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
食事は、栄養並びに利用者の身体の状態を考慮したものとする。
 - 2 食事の時間は、次のとおりとする。
 - ・朝食午前8時00分 ・昼食午後12時00分 ・夕食午後6時00分
- (2) 排泄
利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。
- (3) 入浴
1週間に2回以上、入浴または清拭を行います。寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴を行います。但し、利用者に傷病があったり伝染性疾患の疑いが

あるなど、医師が入浴が適当でないと判断した場合は、これを行わないことができる。

(4) 相談・援助

利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。また、利用者の施設介護サービス計画が作成されるまでの間についても、利用者がその有する能力に応じて自立したに日常生活が送れるように適切な各種サービスを提供します。

(5) 機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又は身体機能の低下を防止するための訓練を行います。

(6) 介護

上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせ、「施設サービス計画書」にそって提供いたします。

(7) リネン交換

毎週一回、リネン交換を行います。その他、汚れたときに随時交換を行います。

(8) 理美容

毎月一回理美容師の来園日に、利用者のご希望に合わせてご利用できます。

(9) 健康保持

嘱託医及び看護職員にて、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとります。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引継ぎをいたします。

(10) 社会生活上の便宜の供与

各種行事、クラブ活動、レクリエーション等を行います。

(相談及び援助)

第8条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に応じ、必要な助言、援助を行うものとする。

(施設サービス計画の作成・変更)

第9条 施設は、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために、施設サービス計画を作成する。

2 施設サービス計画は、介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）が作成する。

計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の意思、希望を尊重するとともに、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を行い、施設の他の職員と協議の上、サービスの目標、内容及びその達成時期等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

3 利用者は、計画担当介護支援専門員に対し、いつでも施設サービス計画の内容

変更を申し入れることができる。その場合、計画担当介護支援専門員は、施設介護の趣旨に反しない範囲で、計画の実施状況を把握し、できる限り利用者の希望に添うように施設サービス計画を変更することができる。

- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、利用者に対する施設サービス計画の実施状況及び解決すべき課題等の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成し、また、同計画を変更した場合は、利用者に対し、施設サービス計画又は変更された施設サービス計画の内容を説明し、書面により同意を得るものとする。

(利用者の処遇方針)

第10条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切な処遇に努める。

- 2 サービスの提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従事者はサービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行う。
- 4 施設はサービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者行動を制限する行為を行わない。しかし、緊急やむを得ない場合（切迫性・非代替性・一時性）3つの要件を満たした場合には、リスクマネジメント委員会にて検討を行い、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を家族に説明し、ご家族の同意が得られた場合のみ行う。また、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(利用者負担金等の受領)

第11条 施設は、法定代理受領サービス（法第48条第5項に規定する介護サービス費）に該当する介護福祉施設サービスを提供した際には、利用者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用にかかる対価）の一部として、当該介護福祉施設サービスについて同条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額（以下、「施設サービス費用基準額」という。）から、当該介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。【別表記載】

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護老人福祉施設サービスを提供した際に利用者が支払う利用料は、施設サービス費用基準額により算定した額と

する。【別表記載】

- 3 施設は、前2項に規定する額の支払を受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。【別表記載】
- (1) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (2) 理美容代
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - (4) 食費【別表記載】
 - (5) 居住費【別表記載】
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

- 第12条 施設は、利用者が病院又は診療所に入院し、入院後3月以内に退院された場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所できるようにする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項及び職員の義務

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第13条 利用者は、介護福祉施設サービスの提供を受ける際には、施設の管理規程等を遵守し、職員の指示等に従って行動する。ただし、特別な事情によりこれらを遵守することが困難な場合は、この限りではない。

(外出及び外泊)

- 第14条 利用者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を園長に届出るものとする。

(衛生保持)

- 第15条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に心掛け、また、施設に協力するものとする。
- 2 園長、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。
- (1) 衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患防止
 - (2) 原則年2回の全館防虫鼠消毒及び年1回の大掃除
 - (3) その他必要なこと

(施設内の禁止行為)

第16条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人に排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第17条 施設の職員及びその施設の職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないようにする。

- 2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。
- 3 施設は、利用者に関する情報を第三者に提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

第6章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第18条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防火委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。
- 3 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知によって作動し、防災盤に表示されるようになっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 4 非常その他緊急の事態に備え、非常災害時及び新興感染症等流行時に執るべき措置について事業継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練等を実施する。

第7章 その他の運営についての重要事項

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第19条 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込書及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で契約書を締結するものとする。

(苦情処理)

第20条 施設は、その提供した介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情等に対し、窓口を設置して迅速かつ適切に対応する。

（記録の整備）

第21条 施設は、利用者に対する介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その契約終了後2年間保存する。

（虐待の防止）

第22条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他）

第23条 本施設の社会的使命を十分認識し、研修等を通じ職員の資質の向上に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

(運営規定別表)

利用者負担金（令和6年8月改定より）

介護サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）に、イ 届出加算①を上乗せいたします。

また、ア～カにつきましては介護保険1割負担の金額を記載しています。ご利用者様の負担割合により金額が変わることもあります。

ア 介護福祉施設サービス費（Ⅰ、Ⅱ）について

（Ⅰ）	要介護	1	589 単位	2	659 単位	3	732 単位	4	802 単位	5	871 単位
（Ⅱ）	要介護	1	589 単位	2	659 単位	3	732 単位	4	802 単位	5	871 単位

イ 届出加算①について

○個別機能訓練加算

1 日につき 12 単位及び 1 月につき 20 単位

○看護体制加算

（Ⅰ）1 日 4 単位 （Ⅱ）1 日 8 単位

○日常生活継続支援加算

36 単位／日

○夜勤職員配置加算（Ⅰ）

13 単位／日

○精神科を担当する医師に係る加算

5 単位／日

○褥瘡マネジメント加算

（Ⅰ）3 単位／月 （Ⅱ）13 単位／月

○認知症専門ケア加算

（Ⅰ）3 単位／日 （Ⅱ）4 単位／日

○協力医療機関連携加算

（Ⅰ）50 単位／月（令和6年度は100 単位）

（Ⅱ）5 単位／月

○認知症チームケア推進加算

（Ⅰ）150 単位 （Ⅱ）120 単位／月 なお、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、加算は算定しません。

○生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

（Ⅰ）50 単位／月、（Ⅱ）10 単位／月

○高齢者施設等感染対策向上加算

（Ⅰ）10 単位／月、（Ⅱ）5 単位／月

ウ 地域単価について

志免町はその他（10 円）となっております。

エ 介護職員等处遇改善加算について

介護サービス費に 14.0

%上乗せになっています。

オ 対象利用者にその都度加算する項目について

○初期加算費用

入所日から 30 日間に限り 1 日につき 30 単位

○口腔衛生管理加算

（Ⅰ）1 月につき 90 単位 （Ⅱ）1 月につき 110 単位

○安全体制加算

入所初月に限り 20 単位

○入院又は外泊時の費用

1 ヶ月に 6 日間を限度として 1 日につき 246 単位

○療養食加算

1 食につき 6 単位/日

○経口移行加算

1 日につき 28 単位

○経口維持加算（Ⅰ）（Ⅱ）

（Ⅰ）1 月につき 400 単位 （Ⅱ）1 月につき 100 単位

○退所時情報提供加算

1 回につき 250 単位

○退所時栄養情報連携加算

1 回につき 70 単位

○看取り介護加算（Ⅰ）（Ⅱ）

看取り介護を適切に実施した場合、看取りを終えた月に以下の加算を算定します。

（Ⅰ）死亡日 4 5 日前～3 1 日前 72 単位/日

死亡日 3 0 日前～4 日前 144 単位/日

死亡日前日、前々日 680 単位/日

死 亡 日 1,280 単位/日

（Ⅱ）死亡日 4 5 日前～3 1 日前 72 単位/日

死亡日 3 0 日前～4 日前 144 単位/日

死亡日前日、前々日 780 単位／日
死 亡 日 1,580 単位／日

○自立支援促進加算

300 単位／月

○配置医師緊急対応加算

早朝・夜間 1 回につき 650 単

深夜 1 回につき 1,300 単位

診療が行われた時間が配置医師の通常の勤務時間外の場合

1 回につき 325 単位

○新興感染症等施設療養費

新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合 240 単位/日(5 日間が限度)

○科学的介護推進体制加算

40 単位もしくは 50 単位／月

○ADL維持加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)

30 単位もしくは 60 単位／月

カ 居住費及び食費 (1 日あたりの単価)

	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
第 4 段階	1,231 円	915 円	1,770 円
第 3 段階	880 円	430 円	① 650 円 ② 1,360 円
第 2 段階	480 円	430 円	390 円
第 1 段階	380 円	0 円	300 円

キ その他の費用

料金の種類	金 額	備 考
特別な食事の費用	実 費	
理美容代	カット代 1,000 円～2,000 円／回 顔そり代 500 円～700 円／回	
利用者に負担させることが適当と認められるもの	実 費	
その他	①預り金等管理費として 500 円／月 ②個人持ちの電化製品 (テレビ等) を使用する場合は 1 台につき 1 月 600 円、1 月に満たない場合は、1 日 20 円を徴収します。	

(運営規定別表)

利用者負担金（令和 6 年 8 月改定より）

介護サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ）に、イ 届出加算①を上乗せいたします。

また、ア～カにつきましては介護保険 1 割負担の金額を記載しています。ご利用者の負担割合により金額が変わることもあります。

ア 介護福祉施設サービス費（Ⅰ．Ⅱ）について

（Ⅰ）	要介護	1	589 単位	2	659 単位	3	732 単位	4	802 単位	5	871 単位
（Ⅱ）	要介護	1	589 単位	2	659 単位	3	732 単位	4	802 単位	5	871 単位

イ 届出加算①について

○個別機能訓練加算

1 日につき 12 単位及び 1 月につき 20 単位

○看護体制加算

（Ⅰ）1 日 4 単位 （Ⅱ）1 日 8 単位

○日常生活継続支援加算

36 単位／日

○夜勤職員配置加算（Ⅰ）

13 単位／日

○精神科を担当する医師に係る加算

5 単位／日

○褥瘡マネジメント加算

（Ⅰ）3 単位／月 （Ⅱ）13 単位／月

○認知症専門ケア加算

（Ⅰ）3 単位／日 （Ⅱ）4 単位／日

○協力医療機関連携加算

（Ⅰ）50 単位／月（令和 6 年度は 100 単位）

（Ⅱ）5 単位／月

○認知症チームケア推進加算

（Ⅰ）150 単位 （Ⅱ）120 単位／月 なお、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、加算は算定しません。

○生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

（Ⅰ）50 単位／月、（Ⅱ）10 単位／月

○高齢者施設等感染対策向上加算

（Ⅰ）10 単位／月、（Ⅱ）5 単位／月

死 亡 日

1,580 単位／日

○自立支援促進加算

300 単位／月

○配置医師緊急対応加算

早朝・夜間 1 回につき 650 単

深夜 1 回につき 1,300 単位

診療が行われた時間が配置医師の通常の勤務時間外の場合

1 回につき 325 単位

○新興感染症等施設療養費

新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行った場合 240 単位/日(5 日間が限度)

○科学的介護推進体制加算

40 単位もしくは 50 単位／月

○ADL維持加算 (Ⅰ)、(Ⅱ)

30 単位もしくは 60 単位／月

カ 居住費及び食費 (1 日あたりの単価)

	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
第 4 段階	1,231 円	915 円	1,770 円
第 3 段階	880 円	430 円	① 650 円 ② 1,360 円
第 2 段階	480 円	430 円	390 円
第 1 段階	380 円	0 円	300 円

キ その他の費用

料金の種類	金 額	備 考
特別な食事の費用	実 費	
理美容代	カット代 1,000 円～2,000 円／回 顔そり代 500 円～700 円／回 髪染め代 4,000 円／回 パーマ代 4,000 円／回	
利用者に負担させることが適当と認められるもの	実 費	
その他	①預り金等管理費として 500 円／月 ②個人持ちの電化製品 (テレビ等) を使用する場合は 1 台につき 1 月 600 円、1 月に満たない場合は、1 日 20 円を徴収します。	